

公 示 日：2024年10月2日（水）

調達管理番号：24a00647

国 名：チュニジア国

担 当 部 署：チュニジア事務所

調 達 件 名：チュニジア国違法漁業対策水産行政アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：チュニジア国違法漁業対策水産行政アドバイザー業務
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年11月中旬から2026年11月下旬
- （2）業務人月：9.25
- （3）業務日数：
  - ・ 第1次 準備業務 4日、現地業務 30日、整理業務 3日
  - ・ 第2次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日
  - ・ 第3次 準備業務 2日、現地業務 45日、整理業務 4日
  - ・ 第4次 準備業務 2日、現地業務 45日、整理業務 3日
  - ・ 第5次 準備業務 2日、現地業務 45日、整理業務 3日
  - ・ 第6次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

#### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヵ月以降)：契約金額の4%

#### (5) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度(2025年2月頃)
- 2) 2025年度(2026年2月頃)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年10月16日(水)(12時まで)
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) )

提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年10月25日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	水産資源共同管理業務
対象国及び類似地域	チュニジア及び中東地域
語学の種類	フランス語、アラビア語

フランス語については、語学力として評価します。アラビア語については、その他学位、資格等の一部として評価します。

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：入国に必須となる予防接種は特になし

## 6. 業務の背景

チュニジアは 1,300km 以上の海岸線を有し、その沿岸地域には 760 万人（人口の 66%以上）が居住し、生計を沿岸・海洋資源に大きく依存している。そのため、他のアフリカ諸国と同様、自国の水産資源確保・管理強化を重要視している。チュニジア「漁業戦略 2030」では、2030 年までに水産物の漁獲・生産量の倍増を目標としている。

近年、チュニジアでは人口増加に伴い 10 年間で漁獲高は 25%増、124,243 トン（2021 年世界銀行データ：参考 2011 年 100,658 トン。）にまで増加している一方で、違法、無報告、無規制（IUU：Illegal, Unreported and Unregulated）漁業（以下、「IUU 漁業」）の全国的な蔓延が課題となっている。特に Kiss-Trawling<sup>2</sup>と呼ばれる違法な漁業活動の激化によって水産資源は著しく減少しており、持続的な水産資源管理及び IUU 漁業対策の実施が喫緊の課題となっている。

過去 20 年間、チュニジア政府は水産資源管理を目的として、多様な取り組みを実施してきた。例えば、トロール船に対するガベス湾での 3 ヶ月間の禁漁区の設定（2009 年以降）、海洋保護区の設定（2009-2014 年）、また、ガベス湾における人工漁礁の設置プログラム（2016 年以降）が設定された。

このような具体的な取り組みにあたっては、JICA の過去の技術協力（「沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト 2005-2010 年」、「ガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト 2012-2016 年」、国別研修「水産資源共同管理及び水産物付加価値向上 2017-2019 年」）を踏まえて、参加型アプローチ（漁民や漁業協同組合等から構成される市民社会、環境及び水産行政関係者、研究者等の関係者に広く参加を促す手法）による水産資源共同管理体制が活用されている。

上記の現状から水産資源管理に努力している漁民グループの漁場に IUU 漁業操業者が侵入した場合、漁場の衰退にまで発展するだけでなく、さらにはこれまでの合法的な漁民グループによる漁業活動や収入創出活動が阻害される危険性がある。また、チュニジアにおいて一連の JICA 事業により

---

<sup>2</sup> [Environmental Justice Foundation | Kiss trawling in Tunisia is... \(ejfoundation.org\)](https://www.ejfoundation.org/)

定着しつつある行政と漁民等が一体となって取り組んでいる水産資源共同管理体制の持続性が大きく損なわれる可能性がある。

従って、IUU 漁業対策を効果的に行うためには、海洋上での違法漁業者の取り締まりだけではなく、IUU 漁業由来の漁獲物の流通に対しても規制する必要がある。海洋上での漁業監理船等による漁獲時の取り締まりから、水揚、市場流通に至るまでを包括した施策、バリューチェーン全体の再構築についての取組みが急務となっている。

本案件は、チュニジアの水産分野の課題である IUU 漁業対策について、国別研修「違法、無報告、無規制 (IUU: Illegal, Unreported and Unregulated) 漁業対策と水産物トレーサビリティ強化 (2021 年～2024 年)」を含む JICA の技術協力プロジェクトを経て定着しつつある参加型アプローチの再構築と、過去の技術協力プロジェクトカウンターパート (以下「C/P」) 及び帰国研修員等の人材を動員することにより、チュニジアの参加型アプローチの実践・能力強化を基礎に包括的な IUU 漁業対策の構築を目指すことが期待されている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、チュニジア農業・水資源及び漁業省漁業・養殖局を C/P 機関とし、専門家業務の趣旨・目的・IUU 漁業対策に関する法的整備状況及びその手続きを十分に把握の上、各種チュニジア関連機関 (啓蒙普及部局、研究機関、大学等)、IUU 漁業対策本邦研修に参画した帰国研修員、漁業協同組合、沿岸漁民等に対して、IUU 漁業対策に関する包括的な技術的指導・助言を行う。

なお、これまでの当機構が実施した技術協力プロジェクトの事後の現状確認を含め、当機構が実施した協力事業の総括を行うと共にレビュー教訓及び先方実施機関に対して将来に向けた助言を行う。

また、技術協力の成果については、技術交換事業を通じてアルジェリア等との地域間協力等に繋げることが期待されている。

必要な機材調達が発生した場合には、1,000 千円を上限とし、JICA チュニジア事務所に機材調達申請することが出来る。その場合には、業務従事者は発注可能な業者候補リストの作成、機材仕様書 (案) の作成及び納品確認支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 第 1 次準備業務 (2024 年 11 月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、チュニジア政府作成の関連報告書、チュニジア水産業における IUU 漁業対策の現状と課題を把握する。また、

これまで日本が実施してきた協力による参加型アプローチによる関係機関等の概要を把握・分析する。

- ② JICA チュニジア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務日程（和文・仏文）を作成し JICA チュニジア事務所による確認の後、提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第 2 チームともデータを共有する。

(2) 第 1 次現地業務（2024 年 11 月下旬～2024 年 12 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所に現地業務日程を提出し、業務スケジュールの承認を得る。
- ② DGPAq (Direction General de la Peche et de l' Aquaculture: 漁業・養殖局) C/P からチュニジアにおける水産業全般に関するヒアリングを行い、特に IUU 漁業対策に関する法的整備状況、政策、その実施状況（関係機関との連携を含む）及び他のドナー等の協力実績に関する情報収集を実施する。
- ③ チュニジアにおける水産物トレーサビリティシステムの制度概要とその運用状況を把握し、IUU 漁業由来水産物の市場への混入可能性を考察する。
- ④ 上記、②、③に関し、漁民や水産物流通関係者に対するヒアリングを行い、現場レベルでの状況認識と関係者への影響を確認する。
- ⑤ 無償資金協力事業「漁業資源管理指導船建造計画」の運用状況について、渡航毎に確認すると共に適切な運航、IUU 漁業取締状況及び保守・メンテナンスに資する助言を行う。
- ⑥ 2 年間の現地活動計画書（和文・仏文）を策定し、JICA チュニジア事務所と共に先方実施機関の合意形成を書面で行う。

(3) JICA チュニジア事務所に帰国前報告を行う。

(4) 第 1 次整理業務（2025 年 1 月上旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA チュニジア事務所に提出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第 2 チームともデータを共有する。

(5) 第 2 次準備業務（2025 年 4 月上旬）

第 2 次現地業務にかかる現地業務日程（和文・仏文）を作成、JICA チュニジア事務所による確認の後、提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第 2 チームにもデータを送付する。

(6) 第2次現地業務(2025年4月中旬～5月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関に今次現地業務日程を提出
- ② 今次は現地調査を中心に過去の当機構が実施した技術協力事業の事後評価を行い、レビューと教訓を JICA チュニジア事務所及び実施機関にフィードバックする。
- ③ 上記(2)、③④の結果を踏まえ、水産物市場及び水産物流通分野における働きかけによる IUU 漁業対策の検討を行う。なお、その際には市場・流通関係者の参画と協力により効果的な対策の実施を図る枠組みについても検討する。
- ④ 現地調査は時間の制約があるため、Google アンケートフォーム等を駆使して、全国規模での調査実施についても検討を行う。

(7) 第2次整理業務(2025年5月下旬)

第2次現地業務の現地業務結果報告書(和文)を JICA チュニジア事務所に提出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームともデータを共有する。

(8) 第3次準備業務(2025年9月上旬)

第3次現地業務にかかる現地業務日程(和文・仏文)を作成、JICA チュニジア事務所による確認の後、提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームにもデータを送付する。

(9) 第3次現地業務(2025年9月中旬～10月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関に今次現地業務日程を提出し、承認を得る。
- ② 第2次現地調査等の結果を踏まえて、実施機関にフィードバックすると共に包括的な IUU 漁業対策について、実施機関に求められるバックアップ体制について確認作業を行う。
- ③ 技術交換事業の実施について、実施機関に提案を行うと共に手配準備に着手する。
- ④ 上記技術交換事業と共に地域間ワークショップの実施について、第4次現地業務から第6次現地業務まで想定した技術交換の内容及びワークショップ、のテーマについて実施機関と共に検討を行う。

(10) 第3次整理業務(2025年11月上旬)

第3次現地業務の現地業務結果報告書(和文)を JICA チュニジア事務所に提

出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームともデータを共有する。専門家業務中間報告書（和文・仏文）を監督職員に報告する。

(11) 第4次準備業務（2025年12月中旬）

第4次現地業務にかかる現地業務日程（和文・仏文）を作成、JICA チュニジア事務所による確認の後提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームにもデータを送付する。

(12) 第4次現地業務（2026年1月上旬～2026年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関に今次現地業務日程を提出し、承認を得る。
- ② 第3次現地業務で策定した包括的な IUU 漁業対策について進捗状況について確認を行い、技術的な助言を行う。
- ③ 技術交換事業及びワークショップを実施し、チュニジアで実施されている水産資源及び IUU 漁業対策共同管理体制の紹介を行う。
- ④ 全体業務計画に沿った今次で行うべき業務を遂行する。

(13) 第4次整理業務（2026年2月下旬）

第4次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA チュニジア事務所に提出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームともデータを共有する。

(14) 第5次準備業務（2026年4月上旬）

第5次現地業務にかかる現地業務日程（和文・仏文）を作成、JICA チュニジア事務所による確認の後、提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームにもデータを送付する。

(15) 第5次現地業務（2026年4月中旬～2026年6月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関に今次現地業務日程を提出し、承認を得る。
- ② これまでの現地業務及びワークショップ等での協議結果を踏まえて特定した包括的な IUU 漁業対策案やその実施上の留意事項等を取りまとめた技術的な提案文書（案）を作成し、DGPAq の C/P 関係者等と内容協議を行う。
- ③ 現地業務計画に沿った今次で行うべき業務を遂行する。

(16) 第5次整理業務（2026年7月上旬）

第5次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA チュニジア事務所に提出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームともデータを共有する。

(17) 第6次準備業務(2026年9月上旬)

第6次現地業務にかかる現地業務日程(和文・仏文)を作成、JICA チュニジア事務所による確認の後、提出する。併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームにもデータを送付する。

(18) 第6次現地業務(2026年9月中旬～2026年10月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA チュニジア事務所、C/P 機関に今次現地業務日程を提出し、承認を得る。
- ② 第5次現地業務で策定した包括的な IUU 漁業対策について進捗状況について確認を行い、技術的な助言を行う。
- ③ 技術交換事業及びワークショップを実施し、チュニジアで実施されている水産資源及び IUU 漁業対策共同管理体制の最終報告会を開催する。

(19) 第6次整理業務(2026年10月下旬)

第6次現地業務の現地業務結果報告書(和文)を JICA チュニジア事務所に提出し、併せて、経済開発部農業・農村開発第一グループ第2チームともデータを共有する。また、専門家業務完了報告書(和文・仏文)を監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

なお、各報告書については電子データによる提出とする。

(1) 現地業務日程(全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の日程及び内容(案)などを記載。

- ・和文2部(JICA チュニジア事務所及び経済開発部各1部)
- ・仏文2部(JICA チュニジア事務所及び実施機関)

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文。提出部数は以下のとおり。

- ・和文2部(JICA チュニジア事務所及び経済開発部各1部)
- ・仏文2部(JICA チュニジア事務所及び実施機関)

なお、第3次及び6次現地業務結果報告書は、専門家業務中間・完了報告書(和文・仏文)をもって代えることとする。専門家業務中間報告書の提出時期につ

いては、業務の進捗状況に応じて遅くとも第4次現地業務後に設定すること。  
専門家業務完了報告書については、2026年11月6日（金）とする。

質問票や現地調査のヒアリングを通じて、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握する。中間・最終報告書には以下の事項を盛り込むこと。

- ① チュニジアの開発計画・政策における本案件の位置づけ
- ② 水産セクターにおける開発動向
- ③ チュニジアにかける当機構の水産セクター事業に関する評価・現状分析及び教訓等
- ④ 当該分野の基本統計情報、既存資料、関係法令情報、等
- ⑤ 無償資金協力「漁業資源管理指導船建造計画」HANNIBAL3号及び4号の運航実績、IUU漁業取締状況、人員配置、予算、保守・メンテナンス状況等
- ⑥ 水産セクターにおける他のドナーの開発動向

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1） 報酬単価

詳しくは、上述 URL 通常地域での単価を参照ください。

### （2） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### （3） 一般業務費

本件業務には、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

・ 車両関係費	: 2,812 千円
・ 雑費（資料作成費）	: 188 千円
合計	: 3,000 千円

#### （４）その他留意事項

本件受注コンサルタントに臨時会計役を委嘱するため、渡航の1か月前には一般現地業務費等の申請及び各渡航の離任前までの精算が必要となります。

## 10. 特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、7月及び8月中はC/P機関を含むチュニジア政府公官庁職員の多くが休暇に入ります。ラマダン期間中同様に14時までの執務時間となるため、現地業務の可否についてはC/P機関と相談する必要があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：第1次現地業務のみ、便宜供与あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：漁業・養殖局における執務スペース提供（ネット環境完備予定）予定

### （２）参考資料

本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ チュニジア国沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト

【終了時最終報告書】

<4D6963726F736F667420576F7264202D2083608385836A83578341955C8E868169986195B6816A88F38DFC9770> (jica. go. jp)

【終了時評価（要約版）】

2009\_0604465\_3\_s. pdf (jica. go. jp)

【事後評価報告】

2020\_0604465\_4\_f. pdf (jica. go. jp)

・ チュニジア国ガバス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクト

【詳細設計策定調査】

JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)

【終了時評価】

JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)

・ チュニジア国漁業資源管理指導船建造計画

【準備調査報告】

JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)

また、本業務に関する以下の資料をJICAチュニジア事務所から配付しますので、[ts\\_oso\\_rep@jica. go. jp](mailto:ts_oso_rep@jica. go. jp)にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ チュニジア本案件概要表
- ・ チュニジア国別研修「IUU漁業対策と水産物トレーサビリティ強化」業務進捗報告書、業務完了報告書

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務

中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 本案件の業務上の言語はフランス語とします。通常業務における英語での業務、通訳の配置等については想定していません。

以上